

「小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 意見等の提出者数 | 1 人 |
| 2 意見等の件数 | 1 件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0 件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>原案の概要を見る限り、利用の仕方は妥当で、利便性が増す内容であると思う。ただ、生活保護や障害者福祉などの社会的レッテル、スティグマになりやすい情報を取り扱うため、それらの情報の取り扱いに際しては、社会的排除を招くことがないような配慮が必要であると思う。具体的には、利用者に不安や不信感を与えないように、情報の利用前に説明し同意を求めことや、不特定多数の人がいる場所に窓口があるときは、他者に知られないような申請方法を用意することなどが考えられる。改正の際は、このような申請者等の目線に立った運用を心がけていただきたい。</p>	<p>本市が保有する個人情報の取扱いに当たりましては、関係法令や例規の規定に基づき、適切な安全管理措置を講じており、同意を得ることが義務付けられているものについては、これを漏れなく行うよう徹底しているところです。御指摘のとおり、社会保障などに関する手続においては機微な個人情報を取り扱いますので、これらが第三者に知られることのないよう、今後も十分な配慮を行うとともに、引き続き適正な安全管理措置を講じていくことといたします。</p>